

# 保育士の障害児通所支援に対する理解と支援ニーズの実態 —保育士へのアンケート調査を通して—

上村 誠也\* 小野里 美帆\*\*

## Understanding the daily support that childcare workers provide to children with disabilities and the support they need: According to a survey of childcare workers

Masaya KAMIMURA, Miho ONOZATO

**要旨** 2012年の児童福祉法改正に伴い、障害のある子どもの支援体制が大きく変化をし、「障害児通所支援」として整理された。本研究では、公立及び私立保育士197名を対象に、特に幼児期に利用されることが多い障害児通所支援（児童発達支援事業及び保育所等訪問支援）についての理解及び支援ニーズの調査を実施した。結果、児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業の障害児通所支援について、保育士は制度について概ね理解していることが示されたが、公立及び私立保育所保育士により理解の差がある可能性が示された。さらに、保育士の支援ニーズとして、「障害のない子どもも含めた保育・相談システム（ハード面）」と「保育現場における具体的な困り感（ソフト面）」があり、双方への強い支援ニーズがあることが明らかとなった。

**キーワード**：保育士 児童発達支援事業 保育所等訪問支援 支援ニーズ 障害児通所支援

### I. はじめに

近年、核家族化や地域コミュニティの希薄化、児童虐待や要保護家庭の増加など、子どもを取り巻く環境は大きく変化している。少子化により子育て世帯は減少する一方、共働きの子育て世帯は増加しており、特に保育所へのニーズが高まっている。保育所を利用する子どもは年々増加しており、2019年4月1日時点で268万人という報告がある（厚生労働省、2019）。さらに、保育所では、障害のある子どもを中心に、特別な支援が必要な子どもの受け入れも増えている。ベネッセ教育研究所（2019）調査によれば、障害のある子ども

も等が在籍している保育所は、公営保育所では89.5%、私立・私営保育所では76.9%であり、経年で増加していることが示されている。また、121名の保育士に対してアンケート調査を実施した松尾（2013）によれば、約7割の保育士が障害児保育に不安を感じていることが報告されている。これらを踏まえると、保育士が障害のある子どもや特別な支援が必要な子どもについての知識や技術スキルをもつことが必要であるといえる。

保育士のもつ不安の背景として、保育所には、明確な障害のある子どもの他に、いわゆる「気になる子」が比較的多く在籍していることがある。保育士は、暴言を吐く・友達と関われないという「対人上のトラブル」やこだわりが強い・パニックになる「順応性の低さ」、走り回る・集団行動

\* かみむら まさや NPO法人正讃会 相談支援かみひこうき

\*\* おのざと みほ 文教大学教育学部発達教育課程特別支援教育専修

が取れない「落ち着きのなさ」、言語発達の遅れ・理解力の乏しさなどの「言語・発達の遅れ」を抱える子どもを「気になる子」と捉えている(津田・木村, 2014)。「気になる子」の研究を概観した野村(2018)によれば、2000年代に入り「気になる子」の問題が大きく取り扱われるようになり、「気になる子」と発達障害との関連性などの研究が行われていたが、近年では、「気になる子」を含めた集団づくりや保育環境等の研究が増え、「気になる子」を含む集団づくりや支援方法について検討する必要性を指摘している。

このような、「気になる子」への支援として、心理士をはじめとした外部の専門家が保育所に出向き、保育士等への助言・支援を行う「巡回相談」がある。一般的に、巡回相談は、年に1回～2回程度実施され、事前資料作成(児の様子を書面に記載)→行動観察→カンファレンス→専門家による報告書や記録の作成という流れで実施されることが多い。巡回相談は巡回を希望する保育所の要請や地方自治体の独自の制度として行われ、実際に関わる保育士への助言が中心となる。そのため、対象となる子どもは、保育士が「気になる子」であることが多い。障害のある子どもや「気になる子」の増加を考慮すると、児への支援に際しては、巡回相談等の専門家による支援をはじめとした、地域資源を効果的に利用することが重要であるといえる。

2012年の児童福祉法の改正に伴い、障害のある子どもの支援体制が大きく変化した。従来の障害種別に分かれていた支援体系が一元化され、「障害児通所支援」として整理された。この障害児通所支援を利用する際は、医療機関等において利用の必要性についての判断を受け、障害児通所支援の事業内容と量が記載されている「通所受給者証」を取得する必要があるが、必ずしも「診断名」は必要ではない。通所受給者証の取得にあたっては、「障害児相談支援事業」を利用することが可能である。

障害児通所支援は、「児童発達支援事業」「放課

後等デイサービス」「保育所等訪問支援」等に分けられる。「児童発達支援事業」は、主に未就学の障害のある子どもを対象に、個別・集団での発達支援を実施する。2018年10月1日現在、これらの事業所数は6756ヶ所と報告されている(厚生労働省, 2020)。児童発達支援事業は、児童福祉施設として定義される児童発達支援センターとそれ以外に分類される。児童発達支援センターは、地域の障害のある子どもや家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核的な施設であり、保育所等訪問支援や障害児相談支援事業などを同時に整備していることが多い。一方、「保育所等訪問支援」は、障害のある子どもが通う保育所・幼稚園等に専門スタッフが訪問し、児への支援や関わる関係者への専門的な支援を行う。2018年10月1日現在、これらの事業所数は1149カ所と報告されている(厚生労働省, 2020)。先述した巡回相談と保育所等訪問支援の違いは、保育所等訪問支援は通所受給者証の取得が必須となる点である。そのため、医師から診断を受けている子どもや、既に医療機関や専門機関にて支援を受けている子どもが利用することが多い。「放課後等デイサービス」は、主に就学している障害のある子どもが放課後や学校休業日に個別・集団での発達支援を受けるサービスである。

特別な支援を必要とする家庭への支援をはじめ、保育所の担う子育て支援の役割は、より重要性を増している(厚生労働省, 2018)。障害児通所支援の創設に伴い、児童発達支援事業所において障害のある子どもに携わっている保育士も増加していることが予想される。さらに、保育所と児童発達支援事業所、保育所と保育所等訪問支援の双方を利用する子どもや児童発達支援事業所から保育所へ移行する子どもが増加している。

このように、法制度の改訂に伴い、特別な支援を必要とする子どもへの支援は多様になり、かつそれを利用する子どもが増加している。そのため、保育士が障害児通所支援についての理解をも

つことは不可欠であると考えられる。

保育所における障害のある子どもや「気になる子」に対する保育上の課題に対処するためには、上述した支援システムを熟知し、効果的に連携をもつことが重要である。しかしながら、保育士がこれらの支援システムについてどの程度理解しているかという視点にたった調査研究は見当たらない。保育士に対する効果的な研修や、支援システム構築を考慮すると、地域資源について保育士が有する知識について理解したうえで対応する必要がある。そこで本研究では、公立及び私立保育士を対象に、特に幼児期に利用することが想定される障害児通所支援（児童発達支援事業及び保育所等訪問支援）について、どの程度理解しているかという点に焦点を当てて調査を行った。さらに、障害児通所支援事業の創設に伴い、保育士の支援ニーズについても変化が生じている可能性も考えられるため、支援ニーズについても併せて検討することを目的とする。

## II. 方法

### 1. 調査協力者

2018年に実施した子どもの発達支援に関わる「A市職員向け研修」への参加者343名を対象とした。研修のテーマは「支援が必要な幼児・児童への対応と保護者対応」であり、公立及び私立保育所の保育士らが参加者であった。A市には、子育てを包括的に支援する支援センターがあり、児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所を併設していた。また、支援センターに加えて、公立及び私立の児童発達支援センターがあり、通所受給者証をもつ障害のある子どもが平日に通園していた。また、診断書がある障害のある子どもが公立保育所へ入園をする際、市への申請及び市の審査会で認められた場合、その子どもが在籍するクラスに保育士を一人加配される障害児保育サービスが実施されていた。

研修終了後、研修主催者の了解のもとアンケート調査を実施した。343名中、283名（回収率

82.5%）から回答を得た。本研究では、公立保育所の保育士170名、私立保育所の保育士27名、計197名を分析対象とした。

### 2. 調査内容

質問回答者の属性である、勤務施設・現在の職種・経験年数の3項目の他に、障害のある子どもが利用すると思われる「児童発達支援事業」「保育所等訪問支援」の理解について調査を実施した。選択肢は、「よく知っている」「知っている」「聞いたことがある」「わからない」とし、1つを選択してもらった。あわせて、アンケート用紙に「困っていること」「知りたいこと」「あったらいいなと思う支援や活動」の自由記述欄を設け、アンケート回答者の自由記述を求めた。

### 3. 分析方法

#### 1) 調査回答者の経験年数

アンケート用紙に、保育に携わってからの経験年数を記入してもらい、経験年数別に人数を算出した。

#### 2) 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援についての理解

「児童発達支援事業」「保育所等訪問支援」の理解について、公立・私立保育所別に、選んだ選択肢毎の割合を算出した。

#### 3) 保育士の困りや支援ニーズ

自由記述の内容については、明らかな誤記を除き、原則として記述内容をそのまま転記しているが、支援を必要とする児を表す語は「支援児」に統一した。なお、本研究では「よく知っている」「知っている」と回答した場合を「理解している」とみなした。また、1名の自由記述内に複数のエピソードが認められた場合は、それぞれを独立したエピソードとして分類した。Table 1にカテゴリー及び定義を示した。

#### 4. 評価の信頼性

上記の3)について、任意に抽出した記述について、二者間の一致率を算出した。一致率は、85.0%であり、協議後、100%となった。

#### 5. 倫理的配慮

A市の保育行政担当課の了承を得た上で調査用紙を配布した。回答は無記名の記載を依頼し、個人が特定されないようにした。また、調査結果については、プライバシーを厳守し、研究目的以外には使用していない。

### Ⅲ. 結果

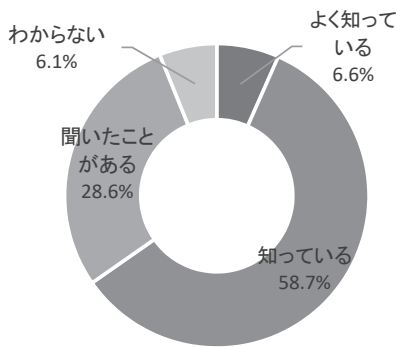
#### 1. 保育士の属性

保育士としての経験年数は、5年以下が公立36名、私立18名で計54名(27.4%)、6～10年が公立50名、私立4名で計54名(27.4%)であった。11～15年が公立33名、私立3名で計36名(18.3%)、16～20年が公立30名、私立0名で計30名(15.2%)であった。21年以上が、公立6名、私立1名で計7名(3.6%)、未記入が公立15名、私立1名で計16名(8.1%)であった。

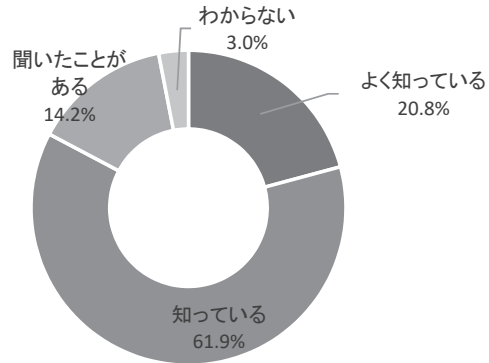
#### 2. 児童発達支援事業及び保育所等訪問支援についての理解

児童発達支援事業の回答が未記入だった公立保育所保育士1名の記録を除くと、児童発達支援事業の理解についての回答は196名であった。児童発達支援事業の理解について「よく知っている」と答えた保育士は、公立が13名、私立0名で計13名(6.6%)、「知っている」と答えた保育士は、公立107名、私立8名で計115名(58.7%)であった。「聞いたことがある」と答えた保育士は、公立39名、私立17名で計56名(28.6%)、「わからない」と答えた保育士は、公立10名、2名で計12名(6.1%)であった。

「保育所等訪問支援」の理解について「よく知っている」と答えた保育士は、公立40名、私立1名で計41名(20.8%)、「知っている」と答えた保育士は、公立110名、私立12名で計122名(61.9%)であった。「聞いたことがある」と答えた保育士は、公立19名、私立9名で計28名(14.2%)、「わからない」と答えた保育士は、公立1名、私立5名で計6名(3.0%)であった。



児童発達支援事業の理解率 (%)



保育所等訪問支援の理解率 (%)

Fig.1 保育士の児童発達支援事業及び保育所等訪問支援の理解率

#### 3. 保育士の困りや支援ニーズ

「現在の困り」「知りたいこと」「あったら良いと思う支援や活動」などの困りや支援ニーズの自由記述にて、197名中73名(37.1%)から回答が得られ、75のエピソードが抽出された。それらを整理した結果、5つのカテゴリーに分類できた

(Table 1). A) 保育・相談システムに関する記述は、19件(25.3%)、B) 保育士不足に関する記述は、10件(13.3%)、C) 専門家による巡回相談に関する記述は、7件(9.3%)、D) 子どもへの直接支援に関する記述は、22件(29.3%)、E) 保護者支援に関する記述は、17件(22.7%)であった。



Table 1 保育士の困りや支援のニーズについての自由記述（一部）

カテゴリー	定義	記述されたエピソード（一部抜粋）
A) 保育・相談システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や他機関同士連携や保育や相談システムに関するエピソードや記述</li> <li>(例：専門機関へのつなげ方、相談機関についてなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気になる子の「つなぐ」ことに関するA市としてのシステム。</li> <li>・ 改めて機会を設けなくても、各事業・サービスが日常的に繋がっているようになってほしい。</li> <li>・ 気になる子どもの様子をすぐに相談できる機関があるといいなと思う。</li> <li>・ 他の保育士が保育を行っている様子を見学する機会があると、自分の保育と比べることができ、保育の参考になると思う。</li> <li>・ 働いている保護者が相談や支援を受けやすくなるら良いと思う。時間が合わず専門機関に繋がりにくい。</li> <li>・ 支援児につなげた子供がいるが、親が「困っていない」「大丈夫」と返答し、センターに繋がられない子供がいた。</li> <li>・ センターにどう繋がっていくのが良いのか？</li> <li>・ 専門機関につなげるための保護者への声掛けが難しい。</li> <li>・ 専門機関の方ともしっかり繋がれるようにしてほしい。</li> <li>・ 支援児1人に対して1人の担当がつけられ、手厚い保育ができると思う。活動が多かったり、多様な子どものニーズにこたえられるよう、各クラス+1名の保育士の手配があると思う。</li> <li>・ とにかく保育士が足らず、一人一人丁寧に関わってあげられないこと。</li> <li>・ 保育士が足りない。</li> </ul>
B) 保育士不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士不足に関するエピソードや記述</li> <li>(例：保育士が足りないなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一人一人のニーズに合う保育を行っていくには、現在の保育士配置人数ではまかなえないのが現状です。どの年齢もクラス+1名いるとよい。</li> <li>・ 一人ひとりへの援助に十分な手が足りない。援助が必要な子が増える中で保育士の数が足りない。</li> <li>・ 一人ひとりのニーズに合わせるためにも、保育士の数を増やしてほしい。</li> <li>・ 困り感のある子、支援の必要な子が増えていると思います。保育士が足りていないのはわかっていますが、もっと補助してくれる人がいたらいいなと思う。</li> <li>・ クラス担任が（副全体でも）、保育士を一人加配してほしいと思えば、加配していただきたい。</li> <li>・ 実際に現場を訪問し、アドバイスをいただけたらいいなと思う。</li> <li>・ PTOTの巡回訪問・相談が年に2-3回、全クラス入っていただけると支援に繋がります。</li> </ul>
C) 専門家による巡回相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回相談に関するエピソードや記述</li> <li>(例：巡回相談を行ってほしいなど)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巡回相談のフリードバックを保護者と聞けると良い。健常児として入園している保護者も巡回相談をすぐに関心して実践してもらいたい。</li> <li>・ 支援児に限らず、専門の先生に日常の保育の様子を見て、支援の仕方等も学びたい。</li> <li>・ 何ヶ月に1度、専門の方に気になる子を一人じっくりみていただき、アドバイスをいただけたらいいなと思う。</li> <li>・ 実際に保育園の専門の先生が来て、発達障害の子の姿をみてもらい、保育士の困り方についてアドバイスをもらえたらいいなと思う。</li> </ul>
D) 子どもへの直接支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもへの直接支援についてのエピソードや記述</li> <li>(例：子どもへの対応の仕方など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自傷をする子への支援方法。</li> <li>・ 子どものイヤイヤ、こだわり、思い通りにならないと激しくなく子どもへの対応はよく悩む。</li> <li>・ 不安な気持ちの強い子、自信のない子、落ち着かない子が多いクラスなので、対応の仕方に困っている。</li> <li>・ 子どものわがままな特性からくるものかわかりにくい。</li> <li>・ 視覚支援が有効とよくわかりますが、どんなのが良いのか、指示の仕方が悩む。</li> <li>・ 困っている子に対する支援の仕方。</li> <li>・ 集団活動に参加できない子どもに対して、どこまで一緒にやるのが良いのか、無理にやらせない方が良いのか。</li> <li>・ パニックの時の対応の事例を知りたい。</li> <li>・ 注意散漫になってしまいう子の対応に困っている。</li> <li>・ クラスの子どもでも一つ一つの行動に個別でひと声かけないと動けないことがある。どのような対応が良いのが悩んでいる。</li> <li>・ すぐに手が出てしまう子どもに対して、どう関われば良いのか。</li> </ul>
E) 保護者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者支援についてのエピソードや記述</li> <li>(例：保護者への伝え方や対応方法など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との関係がうまくいかない時の対応の仕方。</li> <li>・ 保護者への伝え方。本人がこまっているとなかなか伝わらない。</li> <li>・ 親に困っていることを伝えることも伝わらない。</li> <li>・ 親に困っていることを伝えるか。伝え方を知りたい。</li> <li>・ 保護者への支援方法、信頼関係の作り方。</li> <li>・ 集団の中ではその子が困っていることがみえるが、家では困っていないといわれることが多く、保護者への伝え方が難しいと日々感じている。</li> <li>・ 保護者との関わり、クレーム対応でここ数ヶ月悩まされてきている。理不尽なことを言ってくるけど、その通りに対応するようにして収束するようにしているけど、それで良いのか？迷うところだ。</li> </ul>

#### IV. 考察

##### 1. 障害児通所支援についての理解

児童発達支援事業について「よく知っている」「知っている」と答えた保育士は、保育士全体の65.3%であり、公立が169名中120名(71.0%)、私立が27名中8名(29.6%)であった。「保育所等訪問支援」について「よく知っている」「知っている」と答えた保育士は、保育士全体の82.7%であり、公立が170名中150名(88.2%)、私立が27名中13名(48.1%)であった。保育士全体としてみると、児童発達支援事業及び保育所等訪問支援については概ね理解していると考えられる。公立及び私立保育所保育士の調査参加者数に大きな差があることや保育士としての経験年数にもばらつきがあるため、慎重な解釈が求められるが、公立・私立保育所で児童発達支援事業や保育所等訪問支援の理解に差が認められ、公立保育所保育士の方が理解している割合が高かった。

差が認められた要因としては、3点考えられる。A市は児童発達支援事業所及び保育所等訪問支援事業所を包摂する支援センターや児童発達支援センターを有する。公立保育所保育士が人事異動等でこれらの児童発達支援事業所や児童発達支援センターに保育士として赴任する機会もある。そのため、私立保育所に比べ公立保育所保育士の方が情報を得る機会が多いことが予想され、そのことが理解の差につながった可能性がある。

2点目として、A市では、公立保育所において、保育士がクラスに一人加配される障害児保育サービスが従来から行われていた。その申請にあたっては、障害のある子どもが、診断を受けていることが前提となる。そのため、障害児保育サービスを受けている子どもは、児童発達支援事業や保育所等訪問支援を容易に同時利用することができる。そのため、障害児保育サービスを受けているが、同時に児童発達支援事業所を利用している可能性があり、子どもを通じて事業の存在を理解した可能性が考えられる。私立保育所では、公立保育所で実施されている障害児保育サービスに該当

する支援が行われていないため、子どもを通して事業を知ることは少ない可能性がある。

保育士を加配するなどの「障害児保育」の制度は従来から行われているが、その申請の際に診断書が必要かどうかは地方自治体により異なる。「保育所における障害児保育に関する研究報告書」(みずほ情報総研株式会社, 2017)によれば、障害児保育の対象として受け入れる子どもは、障害者手帳を有することや、医師の診断書を必要とする市区町村が多いが、4割弱の市区町村がそれらの基準だけではなく、独自の基準を設けていることを報告しており、地域間での差がある。同調査では、8割弱の市区町村において、すべての公立保育所において障害のある子どもを受け入れる方針となっている一方、民間の保育所ではその割合が5割弱となることが報告されている。同様に、「気になる子」の在籍児に示す割合は、施設間で大きな差(公立が0～20.6%、私立保育所が0～13.7%)があることも示されている(中島・竹尾・谷野, 2012)。以上から、他の自治体においても、公立と私立保育所では障害のある子どもの受け入れ状況が大きく異なっており、私立保育所の保育士は障害のある子どもと関わる機会が少ない可能性がある。そのことが保育士の障害児通所支援の理解の差に影響を与えた可能性も考えられる。本研究では、障害児保育の制度と診断書の有無や、私立保育所での障害のある子どもの受け入れとの関連についての詳細な検討を行うことはできなかったが、今後検討していく必要がある。

3点目として、公立と私立保育所の障害のある子どもや「気になる子」への支援や取り組みの違いが影響を与えた可能性である。

障害のある子どもや「気になる子」に対する支援に関する調査によれば、公立保育所の方が、障害のある子どもの受け入れや巡回相談の頻度、個別の保育(指導)計画の作成が多いことが指摘されている。(原口・野呂・神山, 2013)。また、「保育所における障害児保育に関する研究報告書」(みずほ情報総研株式会社, 2017)によれば、「気

になる子」への保育士の加配について、公立保育所の5割強において実施されているが、私立保育所については2割強となっている。これらのことから、A市においても、公立保育所と私立保育所で、障害のある子どもや「気になる子」に対する支援に対する取り組みには差があることが予想され、そのことが、保育士の障害児通所支援の理解にも影響を与えている可能性が考えられる。本研究では、公立・私立で行われている取り組みや支援についての詳細な確認を行っていないため、今後、詳細な分析を行っていくことが求められる。

## 2. 保育士における支援ニーズ

最も言及が多かったのは「D）子どもへの直接支援」であり「A）保育・相談システム」「E）保護者支援」が続いた。5つのカテゴリーを大別すると、①障害のない子どもも含めた保育・相談システム（「A）保育・相談システム」「B）保育士不足」「C）巡回相談」と、②保育現場における具体的な困り感（「D）子どもへの直接支援」「E）保護者支援」の2つに分けられる。いわば、①は支援のハード面、②はソフト面である。①に言及されたエピソードは36件（48.0%）、②は39件（52.0%）である。保育士にとっては、日々の保育における子どもや保護者への対応が強い支援ニーズになっているものの、保育及び支援システムそのものについても、同程度の強い支援ニーズがあることがうかがえる。

Table 1 に示したように、①障害のない子どもも含めた保育・相談システムとして、「A）保育・相談システム」の記述をみると、支援システム作りへの言及、保育士の保育研修の在り方についての言及の他に、具体的な連携に際しての難しさ（相談のしにくさ、繋げにくさ）への言及も散見された。上述した障害児通所支援の理解に関する結果と併せて考えると、支援システムについてはある程度理解しているものの、相談のしやすさや繋げ方に課題があることが推察される。今後は、この点について、具体的な支援が必要であると考

えられる。

「B）保育士不足」についての記述では、障害のある子どもへの加配保育士への言及だけではなく、保育そのものにおける保育士不足への言及が散見された。「援助が必要な子が増える」のに比し、保育士の不足により、十分な支援ができていないことへの葛藤が語られているのが特徴である。

「保育士不足」や「早期離職」などの課題については、A市のみならず全国的な課題といえるであろう。「気になる子」が増えていることや保育所への支援ニーズの高まりを踏まえると、引き続き、行政を中心に、保育士の確保の取り組みや保育士の働きやすい環境の整備を行っていくことが求められる。

「C）巡回相談」からは、巡回相談の頻度増を望む記述が目立った。また、「支援児に限らず日常の保育を」「一人じっくり」「保護者がすぐに頼めて実践してもらおうよう（保護者同席を望む）」といった記述からは、巡回相談による支援の有効性を保育士が理解していることがうかがえる。

先行研究から、保育士は巡回相談に対しての肯定的な評価をしている一方、巡回相談の頻度の増加、定期的な実施、早期の実施などを併せて求めていることが示されている（真鍋, 2010）。また、従来から行われてきている巡回相談員が担当保育士のみにも助言を行うという専門家主導の巡回相談ではなく、担当保育士に加えてできるだけ多くの保育士が参加し、保育士間でディスカッションを行いながら対象となる子どもの支援を検討する巡回相談の形式（阿部・河崎・松本・松田, 2018；藤井, 2015）なども報告されており、少ない巡回相談の機会の中でより効果的な巡回相談のあり方を検討していく必要がある。さらに、このような外部の専門家による保育カンファレンスを定期的に開催することは、保育士自身の子どもに関する見方や支援技術を高めることに加え、保育士の心理的安定にもつながることを踏まえると（小野里・丑越・南島, 2015）、「気になる子」が増えている実情や慢性的な保育士不足の実情を踏まえた上



で、より効果的な巡回相談のあり方や支援モデルを構築していく必要がある。

新たに創設された「保育所等訪問支援」により、従来から行われていた巡回相談に加え、専門家が保育現場に赴き、保育所等訪問支援の対象となる子どもへの観察や保護者へのフィードバックが実施されることとなる。保育所等訪問支援は、保護者自身が申請を行うことから、保護者と保育所等との関係調整や、家庭や個別指導の場面ではなかなか現れにくい集団内での子どもの困り感を的確に把握することが可能となり、保護者と保育士等で課題を共有しやすくなることが示されている（飯野，2019）。一方、「気になる子」については、医療機関や専門機関を利用していないことが多いことや保護者の理解を十分に得られていないことが想定され、保育士が専門家からの助言を必要であると感じたとしても、直ちに支援を受けるのが難しい状況である。このような状況下では、職員の加配を行うことや個別支援を行うことが現実的に難しいことから、保育を効果的に行うためにも専門的助言を求める保育士が多くなることが示されている（渡辺・田中，2014）。本研究における「巡回相談」へのニーズの背景には、同様の事情もある可能性がある。以上から、保育所等訪問支援による支援に加え、従来から行われている巡回相談についても支援ニーズがあることが明らかとなった。

次に、②保育現場における具体的な困り感として、「D）子どもへの直接支援」では、「不安な気持ちの強い子、自信のない子、落ち着きのない子が多いクラスなので、対応の仕方に困っている」などのようにクラス内に複数の支援が必要な子への対応や「自傷」「集団活動への参加の難しさ」「パニック」「注意散漫」「他害」といった行動を示す子どもへの対応に関する記述が認められた。

「E）保護者支援」では、「どのように保護者に伝えるか、伝え方を知りたい」「保護者に園で困っていることを伝えても伝わらない」「集団の中ではその子が困っていることがみえるが、家で

は困っていないといわれることが多く、保護者への伝え方が難しいと日々感じている」といった記述が認められた。保護者との信頼関係形成、子どもが起こしたトラブルについての伝え方、子どもの支援ニーズについて保護者と共有できない、保護者への伝え方の困難さといった困り感が記載された。従来から、保育士は保護者への伝え方の困難さを抱えていることが指摘されており、特に保育士は「子どもの問題に気付いていない」「問題に気付いているが認めたがらない」「健診での指摘がないので問題ないと考えている」などの困りを共有しづらい保護者への対応や、保育士が保護者に課題や現状を伝えることで信頼関係が崩れてしまうことへの危惧を抱えている（津田・木村，2014）。

これらの結果からは、保育士にとっては、日々の保育における子どもや保護者への対応が強い支援ニーズとなっている。障害児通所支援の創設に伴い、障害のある子どもが受けることのできる発達支援の場は拡充された。一方、保育所を早退して児童発達支援事業所を利用する子どもや保育所に在園しながらも、週に数日は保育所を休み、児童発達支援事業所を利用する子どもなど、これまで以上に保育所に在籍する障害のある子どもへの支援や対応が複雑になっていくと考えられる。今後、障害児通所支援を使いながら保育所に在籍をする障害のある子どもへの対応を中心とした調査を実施していくことで、より詳細な支援ニーズが明らかになると考えられる。

以上から、①保育士は幼児期に利用されることが多い児童発達支援事業や保育所等訪問支援などの障害児通所支援については概ね理解しているが公立及び私立保育所で理解の差がある可能性がある、②保育所等訪問支援に加えて、「気になる子」へのフォローとして巡回相談が有効である可能性、③保育士の支援ニーズは、「障害のない子どもも含めた保育・相談システム（ハード面）」と「保育現場における具体的な困り感（ソフト面）」に分類され、双方への強い支援ニーズがあること



が明らかとなった。今後の課題として、①公立及び私立保育所による障害児通所支援の理解における詳細な分析、②特に私立保育所における障害のある子どもの支援や受け入れについての調査、③障害児通所支援を利用している子どもの保育所での支援についての詳細な分析があげられる。

#### 付記

本研究の実施と公表にあたり、ご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

#### 文献

- ・阿部美穂子・河崎美香・松本理沙・松田麻美（2018）インクルーシブ保育の実践を支える巡回相談のあり方。北海道教育大学紀要教育科学編，68（2），115-127.
- ・ベネッセ教育総合研究所（2019）第3回 幼児教育・保育についての基本調査.
- ・藤井和枝（2015）保育巡回相談におけるコンサルテーションの進め方。浦和大学・浦和大学短期大学部浦和論叢，第53号，49-68.
- ・原口英之・野呂文行・神山努（2013）保育所における特別な配慮を要する子どもに対する支援の実態と課題—障害の判断の有無による支援の比較—。障害科学研究，37，103-114.
- ・飯野雄大（2019）発達障害児を持つ保護者への地域における支援についての考察。白梅学園大学・短期大学紀要，55，39-52.
- ・厚生労働省（2018）保育所保育指針解説.
- ・厚生労働省（2019）保育所等関連状況取りまとめ（平成31年4月1日）.
- ・厚生労働省（2020）平成30年「社会福祉施設等調査」.
- ・真鍋健（2010）障害のある幼児に関する保育所巡回相談の評価—X市における保育者と保育コーディネーターへの質問紙調査より—。幼年教育研究年報，32，43-52.
- ・松尾寛子（2013）保育士資格取得者に関する障がい児保育の専門性についての研究③ 現役保育士が保育する際に感じる不安感について。神戸常盤大学紀要，6，27-34.
- ・みずほ情報総研株式会社（2017）保育所における障害児保育に関する研究報告書.
- ・野村朋（2018）「気になる子」の保育研究の歴史の変遷と今日的課題。保育学研究，56，（3）70-80.
- ・中島正夫・竹尾晃子・谷野亜美（2012）保育所に通う発達障害を持つ子ども・「気になる子」の状況について。相山女学園大学教育学部紀要，5，69-80.
- ・小野里美帆・丑越信子・南島彩乃（2015）「気になる子ども」に対する保育者の関わり方の変化—効果的なコンサルテーションの在り方についての検討—。生活科学研究，37，115-123.
- ・津田朗子・木村留美子（2014）保育所における発達障害の早期発見・早期介入を阻害する要因の検討—「気になる子ども」に対する保育士の認識と支援体制から—。金大医保つるま保健学会誌，38（2），25-33.
- ・渡辺顕一郎・田中尚樹（2014）発達障害児に対する「気になる段階」からの支援—。就学前施設における対応困難な実態と対応策の検討—。日本福祉大学子ども発達学論集，第6号，31-40.